

## 業務仕様書

1 業務名 令和8年度 輪島市公民館等消防設備保守点検・防火対象物  
定期点検業務

2 業務場所 輪島市 小伊勢町 外 地内 (別紙のとおり)

3 履行期間 令和8年 月 日より令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### ■ 消防設備保守点検

消防法第17条の3の3に基づき、別表の設備の点検を行うものとし、業務期間中に機器点検及び総合点検を1回、機器点検を1回実施するものとする。

別表の設備の障害発生時に委託者の要請により、速やかに技術員を派遣し、復旧させるものとする。ただし、大幅な修繕が必要となる場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。

点検に際しては、消防法に定められた下記の資格を有する者が行うこと。

- (1) 消防設備士(甲種第1、4、5 乙種第6、7類)
- (2) 消防設備点検資格者(第1、2類)

提出する書類は、消防用設備等点検結果報告書 2部

輪島市11公民館及び1旧公民館

#### ■ 防火対象物定期点検

消防法第8条の2の2第1項に基づき、別表の防火対象物の点検を行うものとし、業務期間中に法令で定める点検を1回実施するものとする。

点検に際しては、消防法に定められた防火物対象点検資格者の資格を有する者が行うこと。

提出する書類は、防火対象物定期点検結果報告書 2部

輪島市11公民館及び1旧公民館

業務の履行に当たり、事前に担当者と協議し、業務に支障をきたさないように実施するものとする。

別紙

令和 8 年度 輪島市公民館等消防設備保守点検・防火対象物定期点検業務  
業務場所一覧

	館名	住所
1	輪島市立大屋公民館	輪島市小伊勢町丸垣内 22 番地 1
2	輪島市立河原田公民館	輪島市西脇町 60 番地 1
3	輪島市立鶴巣公民館(新)	輪島市大野町菰沢 35 番地
4	輪島市立鶴巣公民館(旧)	輪島市深見町 65 部 33 番地 1
5	輪島市立港公民館	輪島市輪島崎町 1 部 211 番地 4
6	輪島市立劔地公民館	輪島市門前町劔地ツの 60 番地
7	輪島市立阿岸公民館	輪島市門前町南ナの 17 番地
8	輪島市立黒島公民館	輪島市門前町黒島町高池 45 番地
9	輪島市立諸岡公民館	輪島市門前町道下 7 の 175 番地
10	輪島市立門前公民館	輪島市門前町走出 6 の 92 の 2
11	輪島市立浦上公民館	輪島市門前町浦上 8 の 58 番地
12	輪島市立七浦公民館	輪島市門前町鵜山 12 の 50 番地